

富山県企業立地助成制度の概要

～ 企業立地を強力にサポート ～

(R3.4 現在)

1. 工場等の新・増設に対する助成 (助成額＝投資経費×助成率)

・ 1工場敷地あたりの通算限度額 **最大 50 億円***7

生産部門に加えて、総務・企画部門等に従事する方も対象(R1.6～)
県外からの転入者1人を、新規立地は1.5人、増設は2人として割増カウント(H30.4～)

対象業種	助成対象	交付要件 (投下固定資産額*1、新規雇用*2)	助成率*4	限度額 (県1/2、市町1/2)
製造業	・ 土地 ・ 建物 ・ 設備 (設備のみの取得を除く)	【新規立地】 5億円以上 かつ 20人以上 土地取得(賃借)後3年以内に操業開始	投資経費*3の 10%	2億円
		【増設】 15億円以上 かつ 30人以上 工事着手後1年以内に操業開始		5億円*5
		上記を満たし、かつ50億円以上 または 60人以上		30億円*6
事務所、福利厚生施設、受変電施設、融雪装置等も対象(R2.4～)		【新規立地・増設】 100億円以上 かつ 100人以上		

【新】サプライチェーン再構築・県内回帰支援特別枠

新型コロナウイルス感染症の影響により、サプライチェーンを見直し、海外の生産拠点の県内回帰を行うための工場等の新増設で次の要件を満たす場合、交付要件を1/2に緩和

要件：次のア～ウのいずれかに該当すること

- ア 海外の自社工場で生産していた製品・部素材を、県内の自社工場での生産に切り替え
- イ 海外の取引先から輸入していた製品・部素材を、県内の自社工場での生産に切り替え
- ウ 海外からの製品・部素材の調達を国内に切り替える企業からの依頼により新たに県内工場で生産

【新規立地】 2.5億円以上かつ 10人以上
【増設】 7.5億円以上かつ 15人以上

- (注1)：工場等の設置工事の着手前までに、設備投資に係る事業計画書を提出し、知事の承認を受ける必要があります。
(注2)：令和8年3月31日までに工場等の設置工事に着手するものが対象となります。
(注2)：国の「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業」の採択を受けた事業は対象外となります。

2. 事業所等の設置に対する助成 (助成額＝投資経費×助成率)

投下固定資産額及び新規雇用者数の要件を大幅に緩和(R3.4～)
県外からの転入者1人を、新規立地は1.5人、増設は2人として割増カウント(H30.4～、デザイン業を除く)

対象業種	助成対象	交付要件 (投下固定資産額*1、新規雇用*2)	助成率*4	限度額 (県1/2、市町1/2)
ソフトウェア業 情報サービス 関連産業 等	・ 土地 ・ 建物 ・ 設備 (設備のみの取得を除く)	【新規立地・増設】 5千万円以上 かつ 10人以上	投資経費*3の 5%	1億円
		上記を満たし、かつ50億円以上 または 60人以上		2.5億円*5
		【新規立地・増設】 100億円以上 かつ 100人以上		15億円*6
デザイン業		【新規立地・増設】 5千万円以上 かつ 5人以上		1億円

- *1：事業の用に供するために必要な固定資産及びコンピュータ等の取得価額の合計額。
*2：新規雇用は、正規職員の増加分(福利厚生業務従事者を除く)とし、県外の工場等からの転入者も含む。
*3：土地、建物及び設備の取得に要する経費(車両及び運搬具、工具、器具、備品等を除く)。
*4：投資経費が100億円を超える部分については、助成率2%(製造業以外1%)を適用。
投下固定資産額100億円以上かつ新規雇用20人以上30人未満となる増設の場合は、2億円を上限に交付。
*5：知事が特に認める場合に適用。
*6：大規模で産業構造の高度化に資すると知事が特に認めるもの。
*7：投下固定資産額100億円以上かつ100人以上等に係る助成金の交付を受けた場合。
(注1)：工場等の新・増設に対する助成金は、県、市町村で1/2ずつ負担し市町村から企業へ(均等分割)交付。
(注2)：借地料への助成-小矢部フロンティアパークに係る土地の貸借に要する費用(限度額2千万円/年×3年間)

3. 本社機能^{*1}の県外からの移転に対する助成(【新】とやまホンシャ引っ越し応援特別枠) (助成額＝投資経費×助成率)

助成対象経費に新たに事業所移転費、従業員転居費、社員寮設置費を追加(R3.4~)

助成対象	交付要件(投下固定資産額、新規雇用)	助成率	限度額 (県 1/2、市町 1/2)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地 ・ 建物 ・ 設備 ・ 事業所移転費^{*2} ・ 従業員転居費^{*3} ・ 社員寮設置費^{*4} 	5千万円以上 かつ 5人以上(中小企業は2人以上) ^{*5}	投資経費の 10% (事業所移転費、 従業員転居費は 50%)	5億円
	100億円以上 かつ 60人以上		30億円 ^{*6}

- *1: 「調査及び企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれか。
- *2: 機械・器具、備品等の移転に伴う運送費、設置費(県外事業所における取り外し費用を含む。)その他これらに準ずる経費。
- *3: 県外から従業員及びその同居家族が転居(本社機能施設等が所在する市町村への転居に限る。)する際の荷造運搬費、転入旅費その他これらに準ずる社会通念上常識的な範囲の費用で、企業が負担するもの。
- *4: 県外から移転してきた従業員を居住させるために、新たに取得(本社機能施設等が所在する市町村での取得に限る。)したもの。
- *5: 雇用は業務開始後1年以内。ただし、特定業務施設整備計画を作成して知事の認定を受けた場合は、その計画期間内。
- *6: 知事が特に必要と認めた場合。

4. 研究所の新・増設、研究者等の雇用に対する助成

① 民間研究所の新・増設への助成 (助成額＝対象経費×助成率) *知事が特に必要と認めた場合。

対象業種	助成対象	交付要件(投下固定資産額、研究者の新規雇用)	助成率	限度額 (県 10/10)
自然科学研究所 (試験、開発研究等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地 ・ 建物 ・ 設備 等	【新規立地・増設】投資額1億円以上かつ 研究者10~29人	対象経費の 15%	1.5億円
		【新規立地・増設】同上かつ研究者30人以上	対象経費の 20%	2億円
		【新規立地・増設】同上かつ研究者60人以上		5億円*

「成長産業3分野(高機能素材、デジタルものづくり、ライフサイエンス)」に該当し、特定業務施設整備計画を作成して知事の認定を受けた場合、雇用要件を上記の1/2に緩和(投資要件、助成率及び限度額は同じ。)

② 研究者等の雇用に対する助成 (助成額＝研究者・デザイナー雇用数×助成額)

対象業種	交付要件(投下固定資産額、研究者等の新規雇用)	助成額	限度額 (県 10/10)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然科学研究所の研究者 ・ デザイン業のデザイナー 	【新規立地・増設】3千万円以上かつ10人以上	50万円/人	1億円